

(様式1)



山口市

## 報道資料

平成30年5月23日

1 件名	空き家×交流」空き家活用コンペティション事業の募集開始について
2 日時	平成30年6月1日(金)から7月31日(火)まで
3 場所	応募受付先：山口市地域生活部定住促進課
4 内容	<p>新たな空き家の活用モデルの提案を募集し、この内、優れた提案に対して実現に必要な費用の一部を助成する「空き家×交流」～空き家活用コンペティション事業を行います。</p> <p>本事業は、本市にある空き家を優れた地域資源として活用し、新たな交流を創り出す場とすることで、そこでの様々な出会いによって山口市の魅力を感じていただき、移住定住の促進及び地域の活性化を図る目的で実施するものです。</p> <p>1 募集内容 空き家又は空き店舗を活用した新たな交流を創り出す提案を求めるコンペティションを実施します。優秀賞2点の表彰を行い、提案内容を実現するために必要な経費の一部、最大150万円(補助率2/3)を助成します。</p> <p>2 募集期間 平成30年6月1日(金)から7月31日(火)まで (応募受付期間：平成30年7月20日(金)～7月31日(火))</p> <p>3 その他 詳しい内容については、別紙応募要領を御覧ください。</p>
5 出席者	
6 問い合わせ	山口市地域生活部定住促進課(担当：植村・田中) TEL 083-934-4646

「空き家×交流」～空き家活用コンペティション事業～

応募要領

(概要版)

募集期間：平成30年6月1日（金）～7月31日（火）

(応募受付期間：平成30年7月20日（金）～7月31日（火）必着)

山口市定住促進課（山口総合支所3階）

TEL：083-934-4646 FAX：083-934-2702

E-mail：teiju@city.yamaguchi.lg.jp

## 1 事業趣旨

空き家は、適正な管理がされていないと近隣の生活環境の悪化を招くだけでなく、地域コミュニティやまちの活力の低下に繋がります。しかしながら、空き家を有効に利活用することにより、地域外からの移住の受け皿となったり、その地域の資源を活かした新たな事業展開の場ともなり得ます。

本事業は、本市にある空き家を優れた地域資源として活用し、新たな交流を創り出す場とすることで、そこでの様々な出会いによって山口市の魅力を感じていただき、移住定住の促進及び地域の活性化を図るものです。この事業から新たな空き家の利活用のモデルが多く提案され、市民の皆様が空き家について考えるきっかけとなっただけであればと期待しています。

## 2 募集概要

### (1) 募集の内容

空き家又は空き店舗を活用した新たな交流を創り出す提案を求めるコンペティションを実施します。優秀賞2点の表彰を行い、提案内容を実現するために必要な経費の一部、最大150万円（補助率2/3）を助成します。（※補助名称：空き家活用モデル事業補助金（以下「本補助金」という。））

提案の内容は、次のいずれも満たすものを対象にします。

- ① 山口市内の空き家又は空き店舗を活用すること。
- ② 市外県外からの交流人口の増加に繋がる取組であること。
- ③ 山口市ならではの地域の魅力発信、コミュニティの形成、地域経済の活性化に資すること。
- ④ 本補助金のほかに、山口市、国、県及びそれに準ずる団体から補助金を受けていないこと。

#### ■事例

- ・外国人や移住希望者等を対象にしたゲストハウス
- ・地域の魅力を活かしたコミュニティカフェやギャラリー
- ・域外の人と地域の人が交流できるコミュニティスペース
- ・山口市の食材を使ったシェアキッチン など

### (2) 事業期間

本補助金の交付決定の日から平成31年3月17日（日）までに終了すること。

### (3) 応募資格

次のいずれの要件も満たす個人又は団体を対象にします。

- ① 3年以上継続して事業を実施する意思があること。
- ② 社会貢献等の目的を持って事業を実施しようとする事。
- ③ 政治活動及び宗教活動を目的としないものであること。
- ④ 市税の滞納のないこと。
- ⑤ 暴力団又はその傘下組織ではないこと。
- ⑥ これまでに本補助金を受けていないこと。

### (4) 対象の物件について

事業で活用する空き家又は空き店舗は、下記のすべての要件を満たす物件とし、申請者自身で準備してください。

- ① 本市の区域内に存する空き家又は空き店舗であること。
- ② 現に人が居住せず、原則として1年以上使用していないこと。
- ③ 空き家の場合には、戸建て又は長屋建て住宅（住宅以外の用途を兼ねるものを含む。ただし、重層長屋を除く。）であること。
- ④ 本補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）に、現に着手していないこと。
- ⑤ 補助対象工事と同一の箇所の工事に対して、国又は地方公共団体からの補助を受けていないこと。
- ⑥ 国又は地方公共団体が所有するものでないこと。
- ⑦ 不動産業を営む者又は同等と認められる者が所有又は管理していないこと。
- ⑧ 交付対象物件の所有者が事業を理解し、申請者が補助金の交付決定後速やかに補助対象工事等に着手し、及び本補助金の交付後3年以上継続して交付対象物件を使用することを約していること。

### (5) その他の条件

- ① 本市又は関係機関の取材について協力すること。

### 3 選考について

#### (1) スケジュール

年月	スケジュール	
平成30年 6月 ～7月	募集  応募相談 応募受付	応募要領・応募用紙をホームページにて掲載 6月1日(金)～7月31日(火) 7月2日(月)～7月18日(水) 7月20日(金)～7月31日(火)必着
8月	一次審査(書類審査)  審査結果の通知	8月上旬  8月上旬 一次審査結果通知
9月	二次審査(プレゼンテーション)	9月上旬
10月	コンペ受賞者の発表  補助金交付申請手続き 改修事業の実施	9月中旬 受賞者の発表  交付決定通知書受取 ※通知書を受取ってから、事業に着手できます。
平成31年 3月	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 40px; margin-right: 10px;"></div> <div style="text-align: center;">交流事業の実施</div> </div> 補助対象事業完了  完了報告  補助金交付請求	3月17日(日)までに事業を完了する必要があります。  補助金額確定通知書受取  補助金の交付

## 5 補助金「空き家活用モデル事業補助金」について

優秀賞2点の提案事業に対して、提案内容を実現するために必要な経費の一部を最大150万円（補助率2/3）助成します。補助対象経費は、空き家又は空き店舗の改修工事等の経費である「改修事業」と、新たな交流を創り出す事業を実施するための経費である「交流事業」とし、詳しい補助内容等については、以下のとおりです。

**補助額：改修事業＋交流事業＝最大150万円（補助率2/3）**

### （1）補助対象経費

- ① 改修事業（空き家又は空き店舗の改修の補助対象工事）
- ② 交流事業（交流事業を実施するための補助対象経費）

### （2）補助金交付の流れと事業実施時期

「補助金交付申請書」に必要な書類を添付し、提出していただいた後に、審査後、「補助金交付決定通知書」を送付します。通知書を受け取った後、改修事業、交流事業に着手できます。交付決定通知書の送付は、10月上旬には行う予定です。また、すべての事業が終了した後、速やかに「完了報告書」と必要な書類を添付し提出していただきます。審査後、「補助金額確定通知書」を送付します。通知書を受け取った後、「補助金交付請求書」と必要書類を添付し提出していただきまして、補助金を支払います。よって、一旦全額を、申請者で負担していただく必要がありますので、御注意ください。なお、負担が難しい場合は、「補助金交付申請」を行う前に、申し出て下さい。



問合せ窓口

山口市地域生活部定住促進課（山口総合支所 3 階）

担当：植村・田中

〒753-8650 山口市亀山町 2 番 1 号

TEL：083-934-4646 FAX：083-934-2702